

佐賀大学学術情報処理センター利用規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学学術情報処理センター規則第15条の規定に基づき、佐賀大学学術情報処理センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の資格)

第2条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 佐賀大学の職員
- (2) 佐賀大学の学生、研究生及び科目等履修生
- (3) その他センター長が認めた者

(利用者の登録)

第3条 センターのシステムを利用しようとする者は、利用登録を行わなければならない。

- 2 利用登録の有効期限は、前条第1号及び第2号の者については、その在籍期間とし、前条第3号の者については、当該年度限りとする。
- 3 利用登録の手続は、センター長が別に定める。

(変更の届出)

第4条 センターの利用者（以下「利用者」という）は、利用登録した記載事項に変更を生じた場合には、速やかにセンター長に届け出なければならない。

(利用の報告)

第5条 センター長は、必要に応じて利用者に対し、利用状況の経過等について報告を求めることができる。

- 2 利用者は、センターの円滑な運用を妨げる事項等を知り得た場合には、速やかにセンターに報告するものとする。

(利用の範囲)

第6条 利用者は、利用登録した目的以外のためにセンターを利用してはならない。

- 2 利用者は、利用登録によって生ずる権利を第三者に利用させてはならない。

(ネットワークの利用)

第7条 ネットワークの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(利用時間)

第8条 センターを利用できる時間は、利用状況に応じ、センター長が別に定める。

(利用承認の取消し等)

第9条 センター長は、利用者がこの規程又はこの規程に基づく定めに違反したとき、その他センターの運営に重大な支障を及ぼしたときは、利用者の利用登録を取り消し、又はセンターの利用を一定期間停止若しくは制限することができる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターの利用等に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。